

行政職

職 種	予定人員	受 験 資 格
一般事務職	10人程度	平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学または短期大学以上（専門学校・専修学校を除く。）を卒業、または平成27年3月に卒業見込みの方
一般事務職 (社会人経験者)		昭和50年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年生大学、短期大学または高等学校（専門学校・専修学校を除く。）を卒業後、民間企業等での職務経験が平成26年5月31日現在で通算して3年以上ある方
一般事務職 (保健師)	1人	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方(平成27年3月31日までに同免許を取得する見込みの方を含む。)
一般事務職 (診療情報管理士)	1人	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、診療情報管理士の資格を有し、医療機関等で診療情報管理士としての職務経験が平成26年5月31日現在で通算して3年以上ある方
土 木 職	若干名	平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学、短期大学又は高等専門学校以上をこの職に関する専門課程（専門学校において専門士以上の称号を授与された方を含む。）を修めて卒業、または平成27年3月に卒業見込みの方
土 木 職 (社会人経験者)		昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく4年制大学、短期大学または高等専門学校以上をこの職に関する専門課程（専門学校において専門士以上の称号を授与された方を含む。）を修めて卒業後、民間企業等でこの職に関する職務経験が平成26年5月31日現在で通算して3年以上ある方

試験日程等

受付期間	第1次試験	第2次試験	最終合格発表
6月9日(月)~27日(金)	7月27日(日)	8月31日(日)	10月上旬

平成27年4月採用
西脇市職員を募集します

- ◆試験案内・申込書の配布
6月2日(月)～
- ◆配布場所
市総務部総務課(市役所2階)
- ◆郵便による請求の場合
封筒の表に「〇〇受験案内請求」(例/一般事務職受験案内請求)と朱書きし、120

円切手を同封して総務部総務課に請求してください(返送先の住所、氏名を明記のこと)。
※申込書など様式はホームページからダウンロードすることもできます。

◆申込み・問合せ
〒677-8511
西脇市郷瀬町605
西脇市総務部総務課
(市役所内線209)

北播磨官兵衛フォーラム～もうひとつの官兵衛伝説～

黒田官兵衛の西脇市生誕地説を発信するため、北播磨官兵衛フォーラムを開催します。

◆とき 6月29日(日) ◆ところ 西脇市民会館

◆参加者・団体

北播磨黒田官兵衛生誕地の会(西脇市) / 播磨の黒田武士顕彰会(姫路市) / 志方光姫の会(加古川市) / 三木市文化財保護審議会委員 宮田逸民氏(三木市) / 後藤又兵衛子孫 後藤基保氏(加西市)

◆内容

①基調講演「素顔の官兵衛」(午後1時15分～)

講師 歴史学者 渡邊大門氏

②ステージイベント(午後2時30分～)

- ・音頭 軍師官兵衛物語(三田音頭保存会)
- ・合唱 黒田城 ほか(黒田官兵衛合唱団)

③パネルディスカッション(午後3時～)

司会 荒山沙織さん[NHK『ニュースKOBE発』出演]

◆その他

○観光PRコーナー

官兵衛グッズや特産品等の販売 / パンフレット等の配布

○資料等の展示コーナー

荘厳寺本黒田家略系図 西脇市のPRパネル 団体の活動資料等

○甲冑を着て記念写真を撮ろう!

黒田牛兵衛(ゆるキャラ)と写真撮影

◆問合せ

まちづくり課(市役所内線520)



国民健康保険に加入の方へ

国民健康保険税の軽減措置を拡充

国民健康保険税(国保税)の納税通知書を6月中旬に送付します。税率は昨年度と変わりありませんが、平成26年度は課税限度額の引き上げを行います。また、国保税軽減措置を拡充することで、所得の低い方

に配慮した保険税設定とします。ご不明な点はお問い合わせください。

■問合せ 市民課保険担当(市役所内線253・254)

国保税軽減措置の拡充

世帯の前年中の所得が一定の所得基準以下の場合、国保税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。この軽減の基準となる所得額を引き上げることで、軽減対象者を拡大します。

■5割軽減の拡大

これまで2人以上の世帯が軽減の対象でしたが、単身世帯も対象とし軽減対象となる基準額を引き上げます。

例)被保険者数2人の場合

改正前 所得/57万5千円以下 ⇒ 改正後 所得/82万円以下
(給与収入122万5千円以下) (給与収入147万円以下)

■2割軽減の拡大

軽減対象となる基準額を引き上げます。

例)被保険者数2人の場合

改正前 所得/103万円以下 ⇒ 改正後 所得/123万円以下
(給与収入約171万円以下) (給与収入約201万円以下)

* * *

※基準額は世帯の被保険者数によって異なります。詳細はお問い合わせください。

国保税課税限度額の引き上げ

国保税の負担は、所得の高い方でも課税限度額までとなっています。そこで、所得に応じた国保税の納付となるように、下表のとおり課税限度額を引き上げます。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
改正前	51万円	14万円	12万円
改正後	51万円	16万円	14万円

その他の軽減・減免措置

- ①国保から後期高齢者医療制度に移行し国保加入者が単身となる場合、一定期間、平等割額を軽減します。
- ②社会保険等の本人が後期高齢者医療制度に移行することで、国保税に加入する65歳以上の被扶養者の方は、一定期間、国保が減免となる場合があります(要申請)。
- ③倒産・解雇等の理由で国保加入の65歳未満の方で雇用保険の受給資格がある場合、国保税算定において2年間、前年の給与所得を30/100とみなし算定する軽減措置が受けられます(要申請)。

災害、失業、その他の事情で国保税を納めることにお困りの場合は…

国保税の減免を受けられる場合があります。概要は下表のとおりですが、詳しくは市民課保険担当(5番窓口)にご相談ください。

事 由	減額・免除の基準	減額・免除の内容
災 害	風水害、火災、震災などにより家屋などの資産が30%以上被害を受けた場合	損害の程度、所得に応じて、納期限が未到来の保険税の8分の1～全額を減額または免除
失 業 また は 休 廃 業	前年の所得が300万円未満の方で、引き続き3ヵ月以上の失業または事業の休廃業などにより保険税の納付が困難な場合(定年退職の場合は不可)	所得に応じて、納期限が未到来の保険税のうち、個人所得割分の2分の1～全額を減額または免除
所得激減	世帯内の国保加入者の前年所得合計が300万円未満の世帯で、当該年の所得合計見込みが前年比で5割以下に減少し、保険税の納付が困難な場合	所得に応じて、納期限が未到来の保険税のうち世帯所得割分2分の1～全額を減額または免除
給付制限	2ヵ月を超える収監などで、給付を受けられない期間があった場合	給付を受けられない期間の保険税の全額を減額または免除